

仕様書

1 件名

令和7年度静岡市静岡斎場ほか2斎場から発生する残灰等の売却

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 契約方法

1kg当たりの単価契約とする。

4 用語の定義

(1) 残灰等

火葬・収骨の火葬後に残った「骨、焼却灰・集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物等」を含むものをいう。

(2) 残骨

残灰等に含まれる、「資源物（有価金属等）」、「骨以外のもの」を除いたものをいう。

(3) 残灰袋

残灰等を引き取るために初回は売渡人、2回目以降は買受人が用意した袋をいう。

残灰袋は、残灰等排出口に取り付けが可能かつ、残灰等が外部に飛散せず内側にビニールを施したものを使用すること。

買受人は、残灰袋ごと残灰等を引き取るものとする。

なお、初回引き取り分までは、売渡人が用意した袋を使用すること。

(4) フレキシブルコンテナバッグ

特定計量器で残灰袋を含む残灰等をまとめて計量するため買受人が用意した袋をいう。

フレキシブルコンテナバッグは、引渡時間等を考慮した大きさを使用すること。

(5) 埋葬

残灰等に含まれる、「資源物（有価金属等）」、「残骨以外のもの」を除いた「残骨」について、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）（以下「墓埋法」という。）第1条に「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関連法令を遵

守した上で、全量、買受人が提携する墓地等に適切に葬ることをいう。

(6) 買受人が提携する墓地等

買受人提携先が、墓理法第2条第5項に規定する「墓地」、同2条第6項に規定する「納骨堂」のうち、都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。）から許可を現に得ている墓地等をいう。

5 売渡物品

静岡市静岡斎場ほか2斎場から発生する残灰等のうち、売渡人が指定する日から令和8年3月31日までの間に、売渡人が買受人に対し引取りを求める残灰等とする。

また、契約期間内に売渡人が買受人に対し引取りを求める売渡物品について、買受人はすべて引き取らなければならない。

買受人が引き取った売渡物品は、「残骨」、「資源物（有価金属等）」、「それ以外のもの」に分別を行った上で、「残骨」を埋葬し、「資源物（有価金属等）」をリユース・リサイクルし、「それ以外のもの」を適正に処理するとともに、買受人はその費用を負担すること。

なお、売渡物品の品質等について買受人、その関係者、第三者等が売渡人に対して異議を行うことは一切認めないものとする。

6 予定数量（予定概算重量）

残灰等 約17,000kg

7 売渡金額の予納及び精算等について

(1) 売渡金額の予納

買受人は、初回の残灰等引渡開始前までに、予納金額を納入しなければならない。

納入期限については、売渡人の発行する納入通知書により、売渡人の指定する日までに納入するものとする。

なお、予納金額は、契約単価に予定数量（17,000kg）を乗じて得た金額とする。

(2) 売渡金額の納入通知書の写しの送付

買受人は、売渡金額を納入した際には速やかに納入通知書の写しを売渡人にFAX等で提出すること。

(3) 予納されなかった場合の措置

買受人が初回の残灰等引渡日までに売渡金額を予納しなかった場合、または売渡人が、

買受人が売渡金額を予納したことを確認できなかった場合には、売渡人は買受人に対し売渡物品の引渡しを拒否することが出来るものとする。

(4) 売渡金額の精算

売渡人が契約期間内に買受人に対し引渡した売渡物品の引渡重量の合計（以下、「確定重量」という。）と、本契約の売渡物品の予定概算重量（以下、「概算重量」という。）の間に差が生じた場合には、契約単価に「確定重量」を乗じて定めた金額に基づき、本契約に係る精算を売渡人が行うものとする。

「確定重量」は、少数点以下切り捨てする。

「確定重量」が「概算重量」を上回る場合には、買受人は、売渡人の発行する納入通知書により、売渡人の指定する日までに差額を納入すること。

一方、「確定重量」が「概算重量」を下回る場合には、売渡人が買受人に対して差額を還付するものとし、買受人は、売渡人が別に指定する方法により、還付手続きを行わなければならない。

なお、精算は契約期間終了後に一括して行うものとする。

(5) 単価の変更

本契約の契約単価の変更は、原則として行わないものとする。

(6) その他の支払い条件

その他の支払い条件等については、静岡市契約規則(平成15年4月1日静岡市規則第47号)及び関係法令に基づくものとする。

8 引渡場所等、引渡しに関すること

(1) 静岡市静岡斎場

所在地 静岡市葵区慈悲尾472番地の1
引渡回数 約2か月に月1回程度 計6回（6回目の引渡は、3月下旬とする。）
保管場所 別添①配置図
保管状況 残灰袋に入れて保管

(2) 静岡市清水斎場

所在地 静岡市清水区北矢部1481番地
引渡回数 2か月に月1回程度 計6回（6回目の引渡は、3月下旬とする。）
保管場所 別添②配置図
保管状況 残灰袋に入れて保管

(3) 静岡市庵原斎場

所在地 静岡市清水区蒲原4999番地の1
引渡回数 約6か月に1回 計2回(2回目の引渡は、3月下旬とする。)
保管場所 別添③配置図
保管状況 ドラム缶(200L缶)に入れて保管

9 契約締結後に提出する書類

買受人は、以下の書類を、契約締結後3日以内(締結日を含めず、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)に提出すること。

(1) (様式1) 引取予定表

引取日は、原則として友引日以外とする。友引日を希望する場合は売渡人と協議すること。

引取日時は、引取予定表を基に、売渡人と買受人の協議の上、売渡人が初回引渡日までに決定する。

なお、初回の引取については、令和7年6月26日までに実施すること。

(2) (様式2) 責任者・作業従事者名・使用車両届出書

買受人は、本契約を指揮監督する責任者を1名定めるとともに、本契約に係る作業従事者、使用車両(本契約に係る売渡物品の引取・運搬に使用する車両)について、必要事項を記入し、提出すること。

(3) 買受人処理施設の概要

買受人は、本契約における売渡物品の分別等を行う買受人処理施設の概要が分かる書類(様式任意)を提出すること。

(4) 埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要

買受人は、本契約における売渡物品の埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要が分かる書類(様式任意)を提出すること。

(5) 買受人が提携する墓地の概要

買受人は、本契約に係る「買受人が提携する墓地等」の概要が分かる書類(様式任意)を提出すること。

なお、「買受人が提携する墓地等」については、買受人が引き取った売渡物品を分別した「残骨」を埋葬することが出来ることを示す書面(契約書、協定書、永代供養の証等、様式は任意。ただし「買受人が提携する墓地等」の印が押印してあるものに限る。)を提出すること。

10 引渡重量

引渡重量は、売渡人が用意した、計量法（平成4年5月20日法律第51号）の規定に基づく特定計量器（クレーンスケール：クボタ KL-HS-Q-12-K 以下「特定計量器」という。）にて、売渡人及び買受人双方で確認のうえ計量したフレキシブルコンテナバッグ及び残灰袋を含む残灰等の重量の合計から、フレキシブルコンテナバッグ及び残灰袋の重量の合計を差し引いた重量とする。

フレキシブルコンテナバッグの重量は、特定計量器にて計算し、売渡人及び買受人双方で確認した表示数値とする（ただし重量が1kg未満の場合は1kgとして計算する。）。残灰袋の重量は、1枚あたり0.2kgとして計算する。フレキシブルコンテナバッグと残灰袋の合計した重量をフレキシブルコンテナバッグの分かりやすい箇所に買受人が記載すること。

11 引渡方法

(1) 引渡日時

買受人は、引渡日時について売渡人の指示に従い、円滑な引取りを行うこと。また、買受人は売渡人が指定した日時以外に売渡物品の引取作業を行ってはならない。

やむを得ず、引渡日の変更を希望する場合は、売渡人と買受人の協議の上、合意を得た場合は、変更できるものとする。

(2) 引渡場所からの引渡し

ア 買受人は、売渡物品をトラッククレーン装着車（通称：ユニック車）か、クレーン付箱車等、特定計量器による計量が可能な車両（以下「買受人車両」という。）で引き取るものとし、売渡人からの指示に基づき、売渡物品の入った残灰袋を引渡場所から引き取るものとする。

なお、買受人は買受人車両の車検証を提示し、売渡人の確認を受けること。

イ 庵原斎場で保管している残灰等については、買受人が計量の前に、ドラム缶から買受人が用意する残灰袋に移し替えること。

ウ 本契約における売渡物品の計量は、特定計量器により行うものとする。

買受人は買受人車両に特定計量器を装着し、残灰等を含む残灰袋をフレキシブルコンテナバッグに梱包した後、フレキシブルコンテナバッグを持ち上げ、売渡物品の重量を計量するものとする。

なお、買受人車両への特定計量器の装着及び残灰等の搬出作業は買受人が行うものと

する。

また、買受人は、売渡物品引取時に、保管場所から残灰等を運び出す際に必要になる台車等の資機材は、引取時に持参するものとする。

エ 残灰袋の計量数値については、売渡物品引渡時に売渡人が用意した売渡物品計量シート（様式3—2）に特定計量器の表示数値を記載し、売渡人、買受人双方で記載した数値と特定計量器の表示数値とが一致していることを確認するものとする。

オ 売渡物品引渡時に、売渡人が用意した「様式3 売渡物品計量伝票」に、売渡人が、売渡物品計量シートの引渡重量の計を記載し、売渡人、買受人双方で記載した引渡重量に誤りがないか確認するものとする。

また、売渡人、買受人双方とも「様式3 売渡物品計量伝票」に署名を行うものとする。

カ 重量は特定計量器に表示されたkg単位とし、特定計量器に表示されない端数は含めないものとする。

キ 「様式3 売渡物品計量伝票」に売渡人及び買受人が署名した後、売渡人は直ちに売渡物品計量シートと併せて複写し、原本は売渡人が保管し、写しを買受人に渡すものとする。

ク 買受人は全ての売渡物品を買受人車両に積み込んだ後、特定計量器を買受人車両から取り外し、売渡人の指定する場所に返却するものとする。

ケ 売渡人が買受人に対し売渡物品の引取りを指示した場合には、買受人は売渡人からの指示に従い、速やかに売渡物品を引き取ること。

コ 買受人は、引取りにあたっては、売渡物品が飛散及び流出しないように措置を講じること。自動車事故の防止を図るため、最も安全な経路を選択するとともに、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）等関係法令を遵守すること。また、買受人は、買受人車両やコンテナ等から油含水が流出しないよう十分留意すること。

サ 売渡物品の引取りに要する運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。

シ 買受人は、引渡場所及びそれに付随する売渡人の計量器等備品を使用する際は、買受人は善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

（3）所有権の移転

売渡物品の所有権は、売渡人及び買受人が本契約の条項及び仕様書で定める一連の手続きを完了した後、売渡物品が静岡市静岡斎場ほか2斎場の敷地外へ移動した時点で、売渡人から買受人に移転するものとし、静岡市静岡斎場ほか2斎場で契約期間内に発生した売渡物品

であっても、静岡市静岡斎場ほか2 斎場の敷地外に移動されていない売渡物品の所有権は、なお売渡人に帰属するものとする。

(4) 車両及び人員

買受人は引取・運搬の実施にあたり、必要となる買受人車両及び人員は買受人自ら調達すること。

本契約を指揮監督する責任者を1名定めること。また、本契約内容における作業のうち資格を有する作業は、必ず当該資格の有資格者が行わなければならない。

(5) 積載重量等

買受人は、売渡物品の引取・運搬の実施にあたり、車両積載重量等を遵守するとともに、買受人の運搬車両に積載可能重量を超えて積荷等を載せてはならない。

仮に、本契約に係る買受人の運搬車両が積載可能重量を超えて運搬をした場合等は、その責は買受人によるものとする。

(6) 斎場内における指示

買受人は静岡市静岡斎場ほか2 斎場内においては、売渡人が定める規定や売渡人の指示等に従うとともに、火気及び電気機器等の使用については十分に注意すること。

(7) 残灰袋の設置及び処分

買受人は、売渡人が用意した残灰袋を引き取った場合は、残灰袋を洗浄し、次回引渡時まで（最終引渡日の時は別途郵送等により）売渡人に返却するものとする。

(8) 責任の所在

買受人は、法令によって起因するすべての責任を負うものとする。また、売渡人の明確な責によらない作業中の事故（人身事故を含む）については、全て買受人の責任において処理するものとする。

(9) 注意事項

買受人は、売渡物品の運搬・引取の実施にあたり、斎場施設内外を問わず、売渡物品が飛散しないように必要な対策を講じ、各斎場及び運搬経路周辺の住環境等に支障をきたすことのないように十分注意すること。

買受人は、斎場内の作業場所の整理整頓に努めるとともに、作業完了後は速やかに売渡物品の引取りに使用した機材等を片付け、買受人の責において清掃すること。

また、残灰等は信仰の対象物として市民感情に触れることも考慮し、丁重かつ迅速に引取・運搬を行うこと。

1.2 売渡物品の処理等

(1) 残灰等の処理

買受人は残灰等について、厚生労働省通達（衛企第17号「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」平成12年3月31日付）における「残骨灰は、従前通り墓埋法の趣旨に鑑み、残骨灰を適正に取り扱うこと」や、墓埋法第1条の「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的な感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」等の記載に基づき処理しなければならない。

(2) 売渡物品の分別

買受人は売渡物品について、「残骨」、「資源物（有価金属等）」、「それ以外のもの（残灰、その他廃棄物等。）」等、必要な分別を行った上で、それぞれの関連法令等に基づき適正な処理を行うとともに、買受人はその費用を負担すること。

(3) 残骨の埋葬

買受人は、分別した「残骨」は全て、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう、墓埋法第1条に「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関係法令を遵守した上で、買受人が提携する墓地等に適切に埋葬及び供養すること。

(4) 資源物（有価金属等）の処理

買受人は、「資源物（有価金属等）」については、適正にリユースまたはリサイクルすること。

(5) 「残骨」及び「資源物（有価金属等）」以外のものの処理

買受人は、「残骨」及び「資源物（有価金属等）」以外のものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）等の関係法令を遵守した上で環境保全対策上、適正処理が可能な方式により処理するものとし、買受人は売渡物品に含まれている一切のものについて不法に投棄等をしてはならない。

1.3 履行確認等

本仕様書の記載事項について適正に行われていることを確認するために、売渡人は必要な時にいつでも買受人施設内、最終処分先等への履行確認、立入調査及びその他事情聴取、書類審査ができるものとする。

買受人は、売渡人が履行確認等を行う場合には、それに協力するとともに、最終処分先の調整や立会等も含め、買受人の責において誠実に対応すること。

1.4 処理及び契約期間完了時の提出書類

(1) (様式4) 売渡物品引取報告書

買受人は、履行した月の「様式4 売渡物品引取報告書」に必要事項を記載し、売渡物品の引取後7日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）以内までに売渡人に提出すること。

(2) (様式5) 売渡物品処理状況報告書

買受人は、分別した売渡物品の埋葬・処理・リユース・リサイクル等の処理状況が分かるよう、「様式5 売渡物品処理状況報告書」をすみやかに提出すること。

また、売渡物品の処理工程・状況や埋葬先、最終処理状況等の分かる写真と、適正な最終処分先であることのできる書類（マニフェストの写し等）を添付すること。

(3) (様式6) 完了報告書

買受人は、本契約にかかる全ての処理が完了したときは、すみやかに「様式6 完了報告書」を提出すること。

(4) 報告要請への対応

売渡人は本契約に関して、必要に応じ、買受人に対し売渡物品の埋葬・処理・リユース・リサイクル等に関する（1）～（3）以外の関係書類の提出を求めることができる。この場合、買受人は売渡人の指示に従い、直ちに対応すること。

1.5 守秘義務

買受人は本契約の履行において知り得た情報を漏らしてはならない。

また、買受人が本契約の履行において知り得た情報等について、買受人は漏えいや盗難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じなければならない。

1.6 損害への対応等

買受人が本契約の履行において、買受人の責めに帰すべき事由により第三者、斎場、周辺の建物及びその他の設備、車両等に損害を与えた場合、買受人は、売渡人の指示に基づき修繕や損害賠償等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。

1.7 売渡人との協力関係

買受人は、本契約に関連する売渡人の施策等に、積極的に協力するよう努めるものとする。